

地域センターのあり方検討会 最終報告書

(地域センターの機能強化)
～もっと身近で頼れる存在へ～

令和元年 12 月

目 次

1	地域会議と地域センターに関する課題の検討	1
2	地域会議に代わる新たな仕組みづくり	
	(1) 現状	2
	(2) 新たな考え方	3
3	地域センターの利用拡大の取組	
	(1) 地域センターの現状と課題	6
	(2) 地域センター利用拡大のための具体的取組	7
	(3) 各課の事業との連携・協力（再掲含む）	12
4	新たな地域センターのイメージ	13
5	検討経過	14
6	今後のスケジュール	14

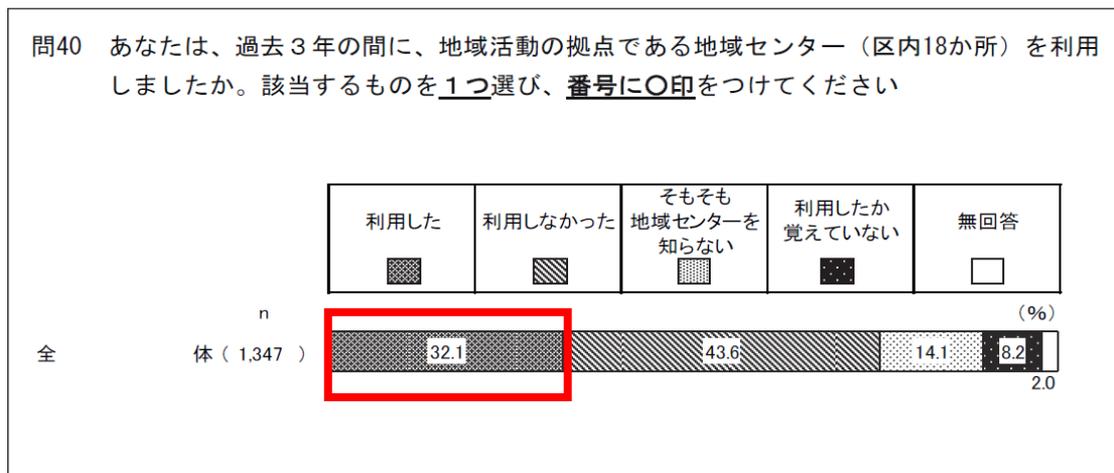
1 地域会議と地域センターに関する課題の検討

地域センターは、地域振興機能や自治力UPを担う拠点として区内に18か所設置され、これまで町会・自治会や青少年健全育成地区委員会（以下、「青健」という。）などの関係団体と二人三脚で、地域福祉の向上に努めてきた。

一方で、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という理念を実現する仕組みの一つとして設置をめざしてきた「地域会議」については、設立された3地区では一定の成果を上げてきたが、その手法や地域の負担感など様々な課題があり、なかなか広がらない状況にある。

また、平成29年度板橋区区民意識意向調査結果における地域センターの利用状況（過去3年間）（図1）によると、地域センターを利用した方は32.1%、利用しなかった方は43.6%、地域センターを知らない方が14.1%であり、多くの区民にとって地域センターが身近に利用されているとは言えない状況が明らかとなっている。

（図1）過去3年間における地域センターの利用状況



そこで、地域センターが、町会・自治会や青健等とこれまでの関係性を保ちながら、より一層地域の自治力UPと区民サービスの向上をめざすため、平成30年5月に「地域センターのあり方検討会」を設置し、次の2点について検討してきた。

- (1) 地域会議に代わる新たな仕組みづくり
- (2) 地域センターの利用拡大の取組

以下に、これまでの検討結果について最終報告を行う。

2 地域会議に代わる新たな仕組みづくり

(1) 現状

地域会議は、町会・自治会と企業、NPO・ボランティアなどの多様な主体が、それぞれの特性を發揮しながら連携・協力して取り組んでいく「協働の場」をつくることを目的とし、これを達成するため、平成25年度に清水地区、徳丸地区、平成26年度に仲町地区で設立された。これらのうち、例えば清水地区では「志村第三小学校を考える会」として、児童数が減少している志村第三小学校の魅力発信を課題とし、東京大学混成合唱団によるスクールコンサート、東洋大学スポーツ部と児童とのスポーツによる交流などの取組により、志村第三小学校の魅力を地域にPRした。この取組等により、志村第三小学校の新入生が増加する一因となるなど、一定の成果を上げた。

しかしながら、これら3地区以外には広がらず、準備段階の地域情報連絡会を開催しても、地域会議の設立につながらない状況が続いている。その原因として、以下の5点が考えられる。

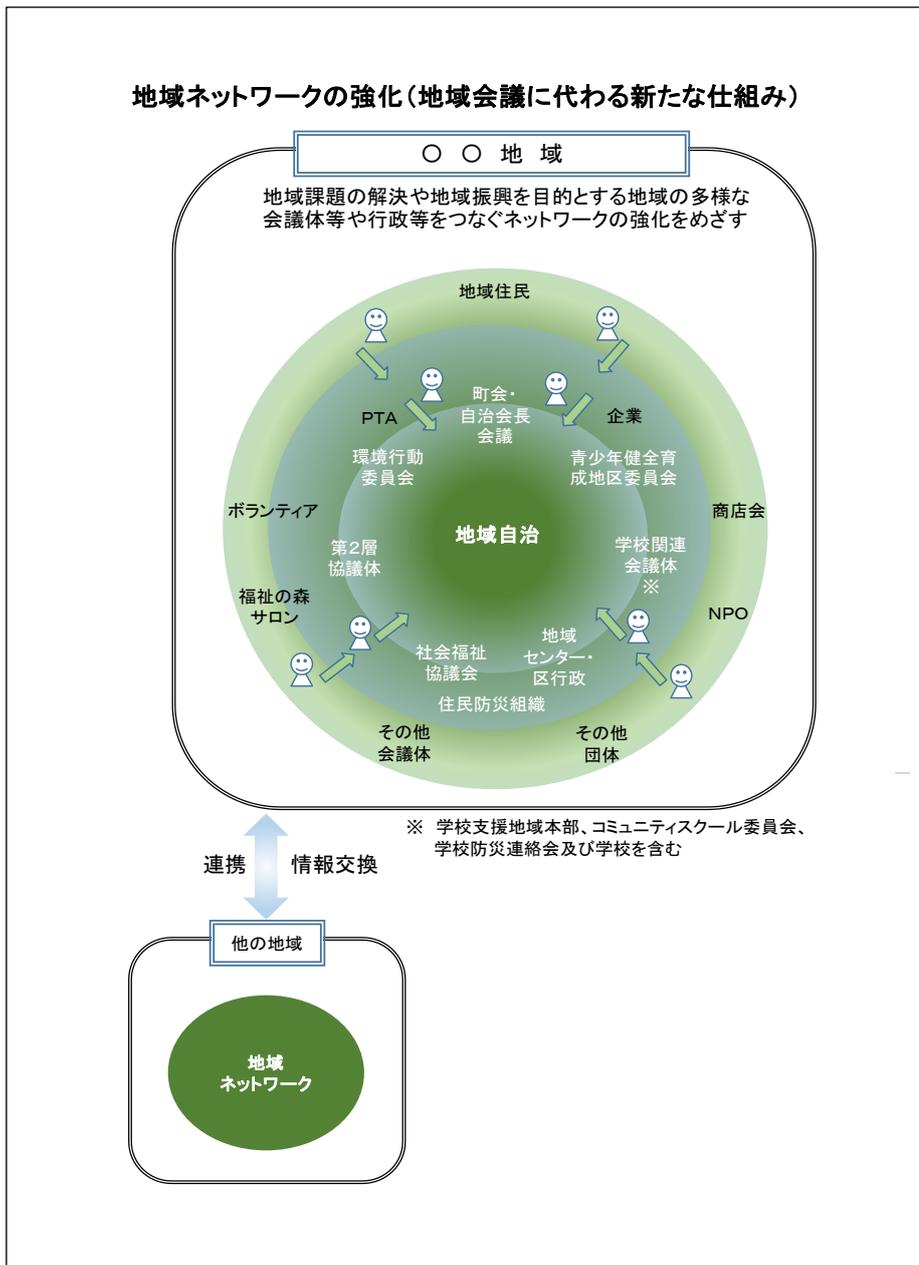
- ① 現行の地域会議は、目的のために新しい組織や機関を設置するのではなく、対等な立場で連携・協力するネットワーク組織であると定義しているが、実際には「地域情報連絡会を開催し、地域会議の設立準備会を経て、地域会議を設立する。」という、新しい会議体を設置して進める手法が屋上屋を重ねることとなり、地域住民の負担感を生むことになった
- ② 地域会議は、運営委員会、コーディネーター、事務局により構成され、会長をはじめとした役員を選任、会則の作成等も義務付けられており、設立のハードルが高い。
- ③ 地区により、地域特性や活動を進める時間軸が異なるが、地域会議設立にあたり、そうした点を考慮せず、一律の手法で進めた。
- ④ 地域会議設立にあたり、事前に地域課題の設定が必要であるが、地域の課題はその内容や困難度が様々であり、事前に一つに設定することが難しい。
- ⑤ 地域会議における区の役割は、設立準備から軌道に乗るまでの一定の後方支援とされたため、地域センターをはじめとした行政が、ネットワーク組織を立ち上げるためのコーディネート機能を十分に發揮できなかった。

(2) 新たな考え方

① 地域会議の今後の取組の方向性

地域会議がめざしていた目的は変更せず、地域会議という名の新たな会議体設置を目標とする手法を見直し、地域課題の解決や地域振興を目的とする地域の多様な会議体等（町会・自治会長会議、青健、環境行動委員会、住民防災組織、第2層協議体、コミュニティスクール委員会等）や行政等をネットワークでつなぎ、地域全体の課題を解決する手法に改める。（図2）

(図2) 地域会議に代わる新たな仕組みのイメージ



② 具体的取組

ア 会議体への情報提供と連携

地域特性を踏まえつつ、これまで地域センターが参加していた会議体に加え、関与する会議体・団体等を段階的に増やすことで、ネットワークを強化する。また、行政と地域団体との連携や関係の強化を図るため、地域の会議体への参加（オブザーバー参加）及び情報提供を行う。

そのための状況把握として、令和元年6月に、各課に「地域において住民等が出席する会議体等の設置状況調査」を実施したところ、地域における会議体等として、地域センターを含む40所属から延べ313会議体があるとの回答を得た。会議体の多くは、既に地域センターが関与をしているか、情報提供を受けている一方で、今後全区的な展開が予定されているコミュニティスクール推進委員会への地域センターの参加状況については、11地域センターで15校（小学校8、中学校7）であった。

調査結果を踏まえ、まず令和2年4月から、町会連合会各支部（以下、「支部」という。）や地域センターが事務局機能を担っている青健、環境行動委員会のほか、区が深く関与している以下の会議体等にオブザーバーとして参加し、そこで把握した情報を他の会議体等へ提供し、多様な地域活動のネットワーク機能を担うこととする。

- ・ 住民防災組織
- ・ 第2層協議体（支え合い会議）
- ・ コミュニティスクール委員会

なお、ネットワーク強化は、地域によって進捗状況が異なり、長期間を要する取組になることが予想されるほか、多様な会議体等への参加は、会議体等の主催者の意向があることから、段階を経ながら充実を図っていく。

イ 会議体等の連携による事業の拡大

従来から地域センターと関連の深い事業（地区まつり、地区運動会、成人の日のつどい等）に対し、各事業の実施団体と協議しながら、地域で活動する会議体等の参加や、地域間の協力により事業の拡充を図る。

- ・ 地区まつりへの新規会議体等の参加促進
- ・ 地区合同事業の実施
- ・ いたばし総合ボランティアセンターのイベントサポートボランティアの活用

③ 取組の進め方

ア 第一段階として、令和2年4月から、区が深く関与している既存の会議体等（町会・自治会長会議、青健、環境行動委員会、住民防災組織、第2層協議体、コミュニティスクール委員会等）との連携を強化する。ネットワーク強化の方法としては、各会議体だけでは解決が難しい横断的な課

題や、他の団体から協力を得ることで活動の幅が広がるような情報について、提供・共有し、連携につなげる。

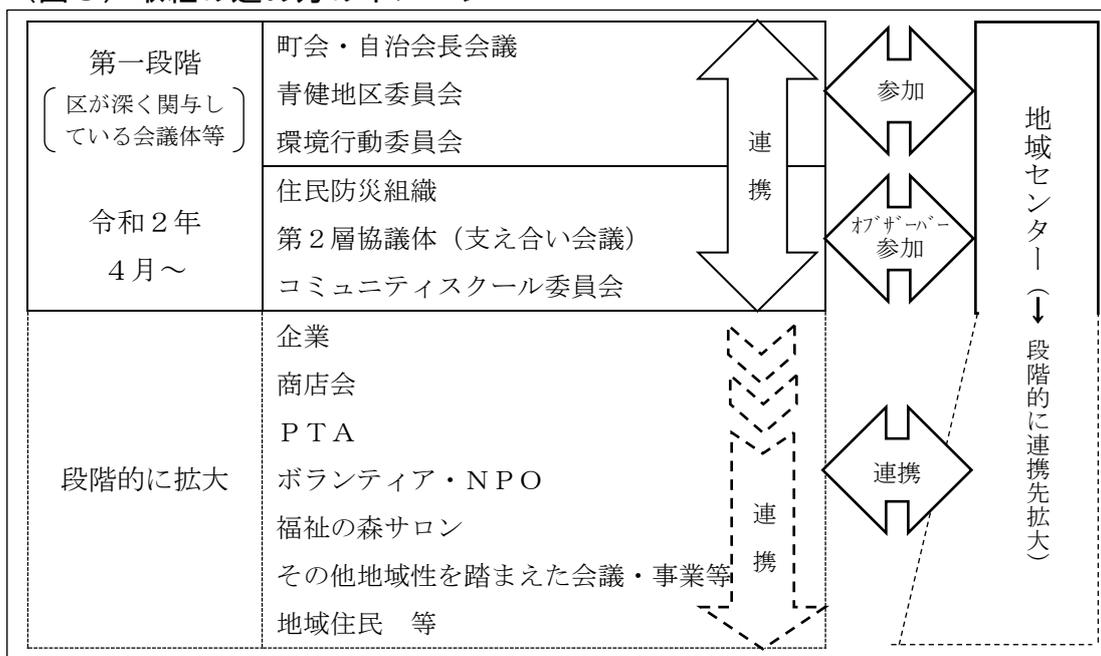
イ 第二段階として、連携を企業・商店会等の社会貢献活動などを行う団体やPTAまでに拡大する。これにより、町会・自治会活動に関わっている方以外の人材を発掘し、若い世代を地域活動の参加へとつなげるとともに、企業等との協働により地域活動と社会貢献活動の内容の拡大を図る。

ウ 第三段階として、ボランティアやNPO、地域の子育てグループ、地域住民（個人）との連携を拡大する。いたばし総合ボランティアセンターに登録しているボランティア団体や個人、地域活動を行っているNPO、社会福祉協議会で活動助成を行っている「福祉の森サロン」に登録している子育てや高齢者の通いの場づくり等のサロン活動を行っているグループなどに情報を提供し、地域活動への参加を促す。

エ これらの取組と並行して、青健には、PTAや民生・児童委員、保護司などが参加し、第2層協議体には商店会やUR都市機構、介護保険事業所、NPOなどがメンバーとして参画している地域もあることから、情報提供・情報共有を進める中で、所属する会議体以外の地域活動への参加に対するきっかけづくりを行う。

このように地域センターを核とした段階的な取組等により、地域における多様な主体の力を集め、個々の会議体等だけでは解決が難しい、横断的な地域課題の解決につなげていく。(図3)

(図3) 取組の進め方のイメージ



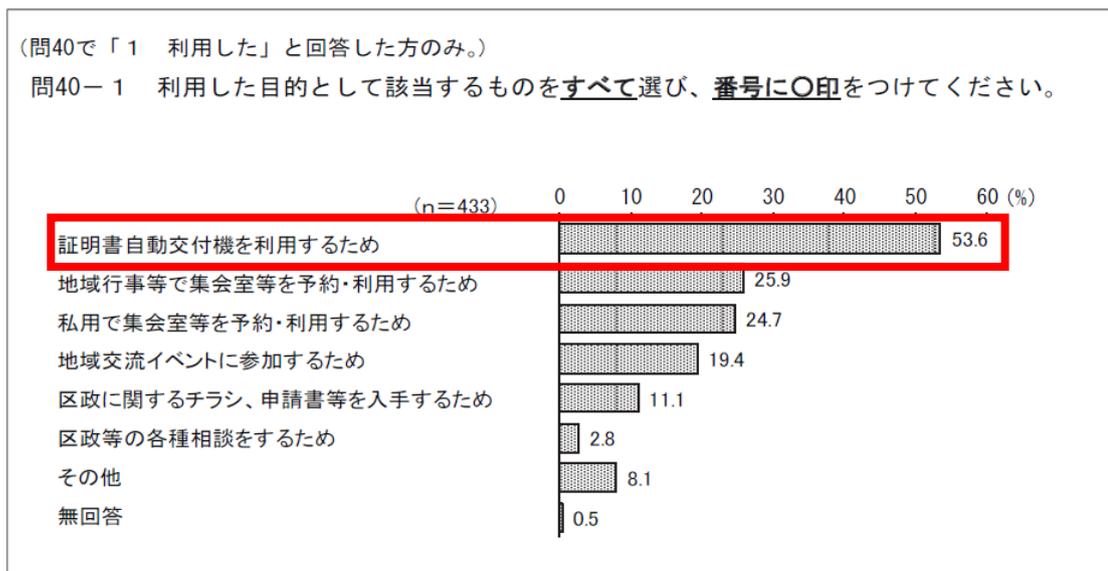
3 地域センターの利用拡大の取組

(1) 地域センターの現状と課題

平成 29 年度板橋区区民意識意向調査によると、「地域センターを利用した目的」として、最も多い5割強の回答（複数回答）を占めていたのは証明書自動交付機の利用であり、次いで集会室の利用に伴うものであった。（図4）

しかし、マイナンバーカードによる証明書のコンビニ交付が開始されたことに伴い、自動交付機は平成 29 年 9 月末に廃止となったため、地域センターの主な利用者は、集会室を利用する固定的な団体の関係者と、町会・自治会や青健などの関係団体の代表者となっている。このことは、地域センターを頻繁に利用する区民と、全く利用しない区民の二極化が進んでいることを意味している。今後の地域センターは区内に 18 ある地域の拠点として、さらに広範な区民の方の利用拡大をめざす必要がある。

(図4) 地域センターを利用した目的



地域センターの現状と課題を整理すると、以下のようになる。

- ① 地域センターをより多くの区民に活用していただくための仕組みづくりが求められている。
- ② 地域センターは、関係団体とともに「コミュニティ意識の啓発並びにコミュニティ団体の育成及び支援」に取り組んできた。町会・自治会は、会員の親睦事業や安心・安全活動などを実施し、支部や青健は「成人の日のつどい」、「地区運動会」、「地区まつり」など広く地域住民を対象としたコミュニティ意識の啓発となる事業を行っている。しかし、それらの対象は既存の団体や構成員を意識したものが主であった。参加者の多くは、その場限りの来場者

にとどまってしまう、その後の継続的な関係構築に至らず、真のコミュニティ意識の醸成や、新たに地域活動に参加するようになることが難しい状況も見受けられる。

- ③ 地域センターの施設利用に当たっては、団体内のコミュニティを支援する観点から、事前に利用承認を受けた団体及びその構成員に限った利用とし、広く区民に参加を呼びかけるような利用方法は認めていない。このことは、多くの人々が当日集まることによる混乱を防止できる一方で、利用する団体の活動を通じて、新しい参加者を増やすことができない要因の一つになっている。
- ④ 地域活動団体の情報提供については、生涯学習課が区のホームページで生涯学習サークル（団体）を紹介し、長寿社会推進課もセカンドライフ情報誌「ステップ」を発行することで、シニア向けに地域活動を紹介している。しかし、いずれも地域コミュニティに依拠したものではないため、詳細の確認には直接サークル（団体）への連絡が必要となり、参加へのハードルが高くなっていることが懸念される。また、地域センターでも、主管課で作成した冊子等の紹介にとどまっており、コーディネートや後押しをするまでには至っていない。
- ⑤ 地域センターでは、区政に関する相談業務や経由事務（放置自転車報告、防災・災害関係手続き、街路灯故障連絡など）など、広く一般区民を対象とした業務を担っている。しかし、現状では周知不足もあり、必ずしも多くの区民が利用している状況になっていない。

（２）地域センター利用拡大のための具体的取組

① 広報の充実

地域センターは、主に支部事業の支援、青健等の事業の企画・立案、調整、実施を通して、「コミュニティ意識の啓発」と「地域振興に関する支援」を行っている。これらの事業の周知は行っているものの、地域センター自体に関する周知は積極的に行っていなかった。

また集会室の利用についても、既に一定の需要があることから、利用団体をさらに広げるような特段の広報は行っていなかった。

このため、「区政に対する要望その他行政上の相談に関すること」のように、地域センターとして担っている重要な業務があるにもかかわらず、それだけを目的に来所する住民は限定的であり、加えて集会室の利用者についても、固定化を進めてしまっている可能性がある。

今回、地域センターの利用拡大を図ることを契機に、「広報いたばし」やホームページ等で集中的に周知するとともに、その後も回覧板や地域イベントを通して、継続的かつ定期的な広報活動を行っていく。

② 地域活動参加の促進

地域に貢献する「地域活動」（ボランティアやNPO等）に参加するだけでなく、「趣味」、「学習」など、身近にある団体に参加することも地域活動である。地域団体の構成員には重なり合う部分があり、いずれかの団体に参加することで、その後他の分野の活動へと広がる可能性がある。（図5）

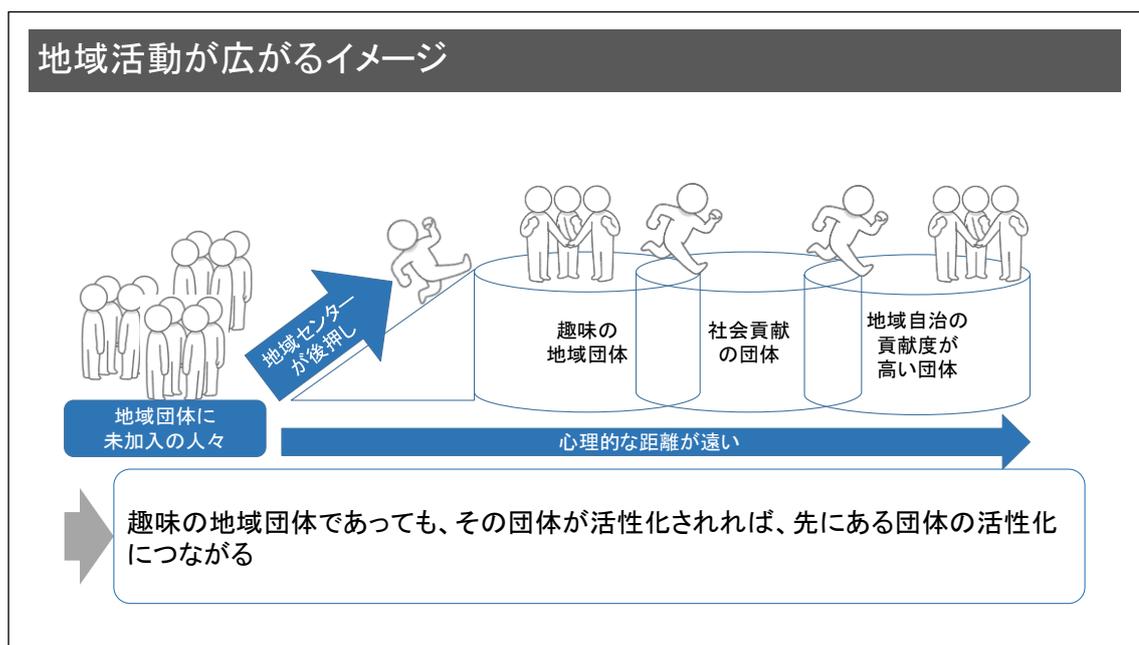
地域活動参加のために必要なことは、地域での活動がどこでどのように行われているかの情報提供と参加を促す後押しであり、地域センターは、地域住民の地域活動参加を応援、推進するために、以下の取組を行う。

ア 長寿社会参画課、生涯学習課など各課が把握している地域団体の情報を提供する。また、地域センターを利用して活動中の団体については、地域における多岐にわたる団体の活動目的や頻度、代表者、人数、構成、団体の雰囲気、活動の様子、連絡先などの情報を把握する。

イ 4頁③で述べた地域ネットワーク強化の段階的な取組の中で、町会・自治会や企業、NPO等と連携し、活動の場を紹介する。なお、地域活動参加の促進は行政だけが行うべきものではなく、地域団体が自らの活動の充実や活性化のために自発的に行える状況になることが望ましい。今後、地域活動参加促進の役割を地域や団体の方が担っていけるよう支援していく。

ウ 地域センターが新たなネットワークを構築するために参加する中で蓄積される情報に基づき、団体間の紹介や人材等の必要な情報を提供する。

（図5）地域活動が広がるイメージ



③ 相談業務の強化

地域センターにおける相談業務については、「東京都板橋区立地域センター処務規程」第3条（5）「区政に対する要望その他行政上の相談に関すること」に基づき、すでに実施しているところである。しかしながら、現状の主な相談者は、日頃から地域センターを利用している限られた範囲の区民が中心となっている。今後、相談業務に関し広く区民に周知を図るとともに、相談環境を整えていく。

地域センターは、地域活動、行政、福祉、健康、育児その他区民からの多様な相談や要望の聞き取りと、課題解決に向けた関係機関等の紹介、所管部署への引継ぎや、区等へ提出する書類の記入方法のアドバイス等を行う。

そのために地域センターは、関係部署との連携を強化する。また、相談業務の強化につながるように、地域内で活躍する相談機関等との新たな連携を図る。

なお、各相談機関が活動する中で、範囲外の相談があった際は、積極的に地域センターに相談するように促してもらう。

④ 地域センターの窓口や業務範囲の拡大

地域センターは地域性を活かした業務を担うべく、平成30年12月に「地域センターに事務の移管・拡大・連携することが可能な事務」について全庁調査を行った。各所管課から提案のあった項目を踏まえて、対応の方向性をまとめた。

ア 経由事務の拡充

現在、12課と連携し、約20項目の各種経由事務、申請書類交付事務もしくは各種物品貸与事務等を実施している。今後、区民の利便性向上の視点に立ち、複雑な審査を要しない書類等については、さらに拡充する。なお拡充に当たっては、区民事務所との差別化や個人情報の取り扱いルールについて、十分考慮する。

イ 古布・古着の常設回収

現在、5地域センターで、常設の古布・古着の回収を実施済みであるが、今後、回収拠点を増やす。

ウ フードドライブ関連事業の実施

食品ロス対策のフードドライブ関連事業は、現在、フードドライブの臨時的な事業として、地区まつり等での実施や会場提供等の協力を行っている。

食品は、賞味（消費）期限等が有り、回収後、長期保存することが難しいため、既に実施されている社会福祉協議会の「子どもの居場所づくり活動支援事業」と連携し、回収した食品を子ども食堂が地域センターに取りに来ていただけるシステムを構築し、窓口の常設化を実施する。

エ 介護予防団体の育成

おとしより保健福祉センターと連携して介護予防のための「高齢者の暮らしを拓げる10の筋トレ」などの自主グループの育成を支援する。

オ 地域作品展

都や区が児童・生徒から募集するポスターや書道、作文コンクールなどの入賞作品や、保育園の作品展など、子どもたちの作品を地域センターで掲示することにより、子どもや保護者等の地域センター来場を図る。

カ 「板橋のいっぴん」等の販売

地域センター事業や地区まつり等の時に「板橋のいっぴん」等の販売スペースを店舗に提供することにより、商品購入者の来場を図る。

⑤ 案内機能

地域や観光の情報、行政情報を提供及び案内する。

⑥ 休憩機能

トイレ休憩や猛暑時の涼み処としての利用を図り、だれでも自由に利用できることを周知する。

⑦ 区政推進の展開拠点

今まで、地域センターは、地域の住民相互の交流を促進し、コミュニティ意識の啓発を図るための施設として、コミュニティ団体の育成及び支援に重点を置き、行政利用を制限してきた。

今後は、地域センターを会場として、各課・所が事業を実施することについて、これまで以上に協力をすることで、きめ細やかに必要な情報を区民へ周知する。

また、地域経営の視点による区政を推進していく上で、エリア内の多様な主体と区が協働し、事業を展開していくことで、多くの区民が地域センターを利用し、地域特性を活かした区政経営と地域の自治力の向上を図る。

ア 所管課が実施する地域への広報や周知を目的とした講演会やセミナーの会場とする。

イ 地域活動参加のサポートとして、地域振興課や地域センターの主催による（仮称）地域活動参加促進セミナーや相談会を実施する。

⑧ 地域防災の強化

大規模地震発生リスクや近年多発する風水害等に備えるため、地域防災力の強化はますます重要となっている。地域活動参加者が増え、顔の見える関係が構築されることは、災害時対応にも大きな力となる。そこで、令和2年度に、防災専門家や地域活動団体を講師に招聘し、区民を対象とした地域活動参加促進と災害時の共助意識を高める講座（セミナー）を開催し、地域防災力（減災力）の向上を図る。

⑨ ボランティアセンターとの連携

いたばし総合ボランティアセンター（以下「ボラセン」という。）は、ボランティア及びNPOの自主的・自発的な社会貢献活動（以下「ボランティア・市民活動」という。）を総合的に推進・支援する中間支援組織として設置されており、ボランティア・市民活動の推進施策の協議・検討、支援、災害時の活動サポートを主な役割としている。

ボラセンが新規事業として令和元年度に開始した「イベントサポートボランティア」事業により、町会・自治会の地域行事でのボランティアの必要性や応援人数等について、地域センターがボラセンと調整し、活動を支援する。また、ボランティアに参加した人たちが継続して町会・自治会活動に参加できるよう支援を行う。

併せて、ボラセン情報の掲示やチラシ配架により、地域への情報提供を強化する。

⑩ 集会室の利用条件の変更

現在の地域センター内集会室の利用条件では、「不特定多数の人へ呼びかけを行う利用はできない。」とされており、仲間の募集や広く地域の方に対する発表・活動紹介などができない状況となっている。そこで、以下のような改善を図ることで、コミュニティ意識の醸成や仲間を増やして活性化するための活動を容易にし、新たな参加者の地域活動参加の促進にもつなげていく。

ア 営利でない、仲間を増やすために広く区民に参加を呼びかける行事や地域の方々に楽しんでもらうことを目的とする行事の利用を促進する。

イ 地域住民に対して、積極的に活動内容等の公表を希望する地域団体については、地域センター内にPRや発表会等のチラシ置き場を設置し、団体の活動や会員募集を側面的に支援する。

(3) 各課の事業との連携・協力（再掲含む）

区民を対象とした各課の事業等を地域振興課も調整役を担い、地域センターが積極的にサポートする。

- ① 危機管理室
 - ・ 住民防災組織との連携
 - ・ 総合防災訓練
 - ・ 防災意識啓発
 - ・ 地域防犯力強化
- ② 戸籍住民課
 - ・ マイナンバーカードの普及啓発
- ③ 産業振興課
 - ・ 商店街振興策（板橋のいっぴん等）
- ④ くらしと観光課
 - ・ 区の観光資源の紹介
 - ・ 観光ボランティアとの連携
- ⑤ 長寿社会推進課
 - ・ グリーンカレッジ事業との連携
 - ・ セカンドライフ情報誌「ステップ」の紹介
 - ・ 老人クラブとの連携
- ⑥ おとしより保健福祉センター
 - ・ 第2層協議体
 - ・ 生活支援コーディネーターとの連携
 - ・ 10の筋トレ
- ⑦ 福祉部管理課
 - ・ 子どもの居場所づくり活動団体（子ども食堂等）との連携
- ⑧ 障がい者福祉課
 - ・ すまいるマーケットの普及
- ⑨ 子ども政策課
 - ・ CAP'S 児童館との連携
- ⑩ 子ども家庭支援センター
 - ・ 子どもなんでも相談への連携
- ⑪ 資源循環推進課
 - ・ 古布・古着（・廃油・使用済小型家電）の回収
 - ・ フードドライブの実施
- ⑫ 生涯学習課
 - ・ 生涯学習サークルの紹介

4 新たな地域センターのイメージ

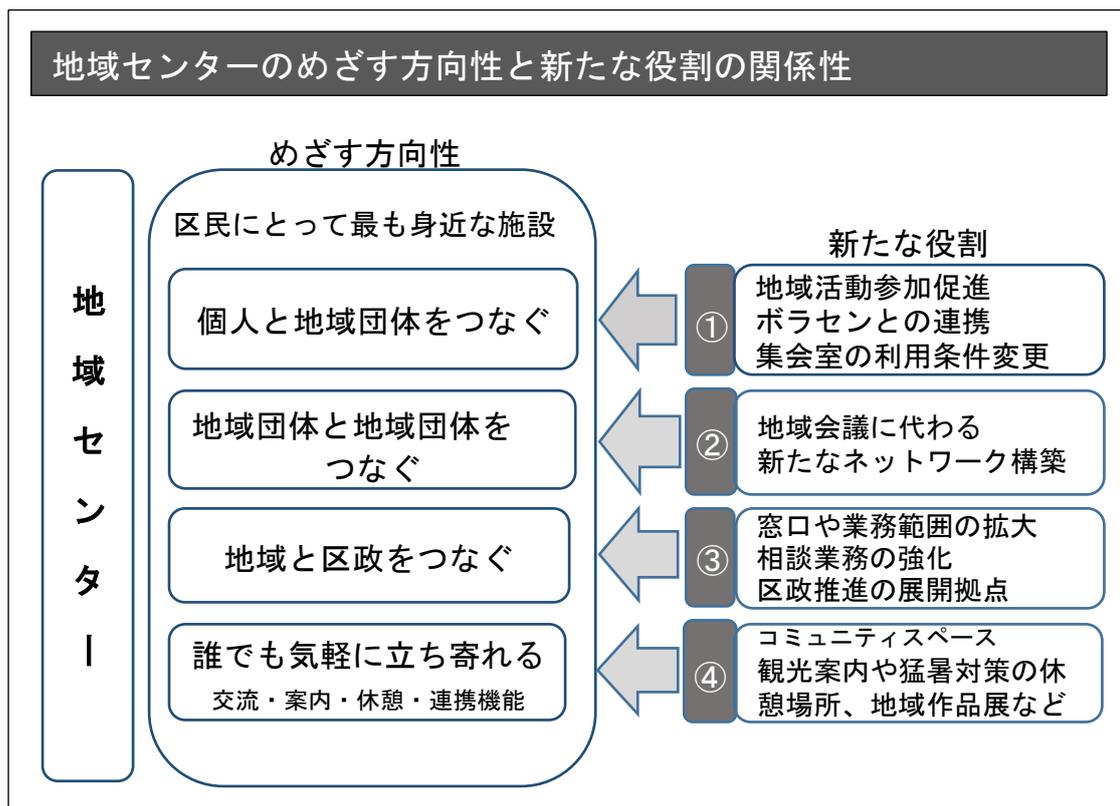
地域センターには、これまで培ってきた地域との信頼関係があることから、さらに地域との接点を増やしていくことで、個人・地域団体・区政との橋渡し役となることができる。

地域センターは、利用拡大のための取組を令和2年度から実施し、「個人と地域団体をつなぐ」、「地域団体と地域団体をつなぐ」、「地域と区政をつなぐ」三つの玄関口をめざしていく。

また同時に、地域活動等で日常的に地域センターを利用している区民だけでなく、高齢者、乳幼児連れ親子等を含め、誰でも気軽に立ち寄り、情報収集・情報共有を図ることができる交流スペースとしての機能を充実していく。

これにより、地域センターがより多くの「区民にとって最も身近な施設」へとさらに進化することが可能となる。(図6)

(図6) 地域センターのめざす方向性と新たな役割の関係性



5 検討経過

(1) 検討経過

平成 30 年 5 月	地域センターのあり方検討会を設置
平成 30 年 5 月 〃	} 地域センターのあり方検討会 (19 回開催)
令和 元年 10 月	
令和 元年 7 月	庁議報告
令和 元年 8 月	区民環境委員会に報告
令和 元年 9 月	町会連合会事務事業連絡会及び町会・自治会長会議等で説明

(2) 検討会構成員

政策企画課、経営改革推進課、人事課、
地域振興課（地域センターの代表者複数名を含む）

6 今後のスケジュール

令和 2 年 1 月	区民環境委員会に報告
令和 2 年 2 月	町会連合会事務事業連絡会及び町会・自治会長会議等に報告
令和 2 年 3 月	広報いたばしなどで区民に周知